第明三治十二五種年郵三便月物三十一認可日

平成２５年（フ）第１９７２号
福岡市中央区西中洲２番12―901号
債務者　東　　賢一
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０２４号
福岡県古賀市薦野1331番地１
債務者　氷室真理子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０７１号
福岡市南区大池１丁目26番６号
債務者　小林　梨香（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８２号
福岡市東区香椎６丁目33番８号
債務者　中村　浩次
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８４号
福岡市南区高宮５丁目15番25―101号
債務者　小宮さゆり（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０９７号
福岡県大野城市中央１丁目４番11―405号
債務者　麻生　啓子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２号
福岡市南区高宮３丁目10番６―603号
債務者　上薗　祐樹
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２号
福岡市中央区小笹３丁目９番18―601号
債務者　相田　　学
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７号
福岡県宗像市徳重１丁目６番16号
債務者　杉本　俊一
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８号
福岡市南区長丘２丁目24番20号
債務者　中川　啓二
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２９号
福岡市早良区次郎丸３丁目30番８―404号
債務者　吉村　　豪
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３０号
福岡市早良区次郎丸３丁目30番８―404号
債務者　吉村　　恵（旧姓飯田・板倉）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３７号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目１番32号105
債務者　菊池　直己
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５号
福岡県大野城市山田５丁目８番８号野口荘101号
債務者　前田　　薫
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５５号
熊本市東区御領８丁目４番45号ブリーゼＣ101号、住民票上の住所福岡県春日市惣利２丁目１番地リーバーサイドエンニュウ201号
債務者　片山　　亮
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６８号
福岡県大野城市上大利３丁目２番27号
債務者　菊池　健治
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０号
福岡市早良区田隈３丁目30番７―201号
債務者　藤村佳代子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７４号
福岡県筑紫野市二日市西２丁目４番13―202号
債務者　松木　実穂（旧姓石丸）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部